

社会福祉法人すくすくどろんこの会 しみず空と杜の保育園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人すくすくどろんこの会が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 しみず空と杜の保育園
- (2) 所在地 千葉県野田市清水公園東二丁目2番1

(施設の目的及び運営方針)

第2条 しみず空と杜の保育園(以下「当園」という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月29日野田市条例第18号)」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(認可定員)

第3条 当園の認可定員は60人とする。

(利用定員)

第4条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする3歳児以上児。以下「2号認定子ども」という。) 42人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳児未満児。以下「3号認定子ども」という。)のうち、満1歳以上の子ども 15人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 3人

(提供する保育等の内容)

第5条 当園は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(第10条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。)
- (2) 養護と教育の一体的な提供
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て家庭に対する支援

- (5) 延長保育事業
- (6) その他保育に係る行事等

(延長保育)

第6条 当園は、保育標準時間認定子どもについては7時から18時まで、保育短時間認定子どもについては8時30分から16時30分まで、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。また、員数について非常勤職員は、実人数でなく常勤換算人数とする。ただし、職員の配置については、条例で定める配置基準以上で保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 施設長(園長) 1人
施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 主任保育士 1人
主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。
- (3) 保育士 10人
保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (4) 保育補助員 若干
保育補助員は、保育士の職務を助ける。
- (5) 事務職員 1人
事務職員は、当園の事務を行う。
- (6) 栄養士 1人
栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。
- (7) 調理員 2人
調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (8) 看護師 1人
看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。
- (9) 嘱託医 1人(非常勤)
嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談、指導を行う。
- (10) 嘱託歯科医 1人(非常勤)
嘱託歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談、指導を行う。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその職員を置くことができる。

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。

2 土曜日は、保護者が就労の方のみ保育を提供する。

（保育を提供する時間）

第9条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。また、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、21時までの開園時間の範囲内で延長保育を提供する。

（2）保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。また、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から、および21時までの開園時間の範囲内で延長保育を提供する。

（3）開園時間

当園が定める開園時間は、次のとおりとする。

月～土曜日 7時00分から21時00分までとする。

（利用者負担その他の費用の種類）

第10条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣府総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書等の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の支払いを受けることがある。

費用の種類	納付額	徴収の目的
主食費 （3歳児以上）	<u>1,000円</u> （月額）	主食費として
副食費 （3歳児以上）	5,500円 （月額）	副食費、おやつ費として
行事活動費	2,000円 （年額）	各行事のプレゼント費等として
卒園対策費 （5歳児のみ）	1,000円 （月額）	お別れ遠足、卒園アルバム費等として

4 延長保育の料金は、別に定める。

（利用の開始に関する事項）

第11条 当園に入園するときは、野田市との利用調整を行わなければならない。

（利用の終了に関する事項）

第12条 当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- （1）2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- （2）利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- （3）その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

（緊急時における対応方法）

第13条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、野田市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第14条 当園は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び第4項において「計画等」という。）を作成することとする。

- 2 当園は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。
- 3 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
- 4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

（虐待の防止のための措置）

第15条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）

第16条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- （1）保育の実施に当たっての計画
- （2）提供した保育に係る提供記録
- （3）野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月29日野田市条例第18号）第19条に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録
- （4）保護者からの苦情の内容等の記録
- （5）事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(苦情等について)

第17条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合本園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別紙苦情対応規程に記載された通りである。

(第三者評価について)

第18条 保育園にかかる第三者評価事業を3年に1回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

(秘密の保持について)

第19条 保育園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿します。

2 職員は業務上知り得た入所児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(改正について)

第20条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人すくすくどろんこの会理事会の議決を経るものとする。

付則 この規程は令和4年4月1日から施行する。
この規程は令和5年4月1日から改正施行する。
この規程は令和7年4月1日から改正施行する。